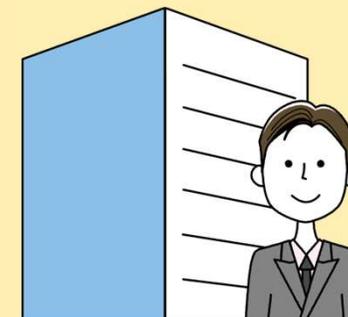


社会保険の加入拡大の基本的な考え方

1. 被用者（従業員）にふさわしい保障の実現

社会保険（厚生年金保険と健康保険）によって、被用者（従業員）には報酬に応じた年金や病気や出産時の手当金の支給が保障されます。保険料は被用者（従業員）と会社が半分ずつ負担となります。



2. 働き方に中立な制度の構築

どのような働き方でも、社会保険制度が働き方の選択を妨げたり、不公平が生じたりしないようにします。これにより、働く意欲のある人がその能力を發揮しやすくなり、企業も必要な人材を確保しやすくなります。



3. 社会保障の機能強化

社会保険の加入が広がることで、基礎年金の給付水準が上がるのがわかっています。これにより高所得者から低所得者へ所得の分配がされる「所得再分配機能」が強化されます。



社会保険に加入する短時間労働者

従業員**51人以上の企業等**（2024年10月以降）

で働く方で以下の4つの条件全てに当てはまる方が、
社会保険加入の対象になります。



✓ 週の勤務が**20時間以上**



※残業時間は原則、含みません。

✓ 給与が月額**88,000円以上**



※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

✓ **2ヵ月を超えて働く予定がある。**



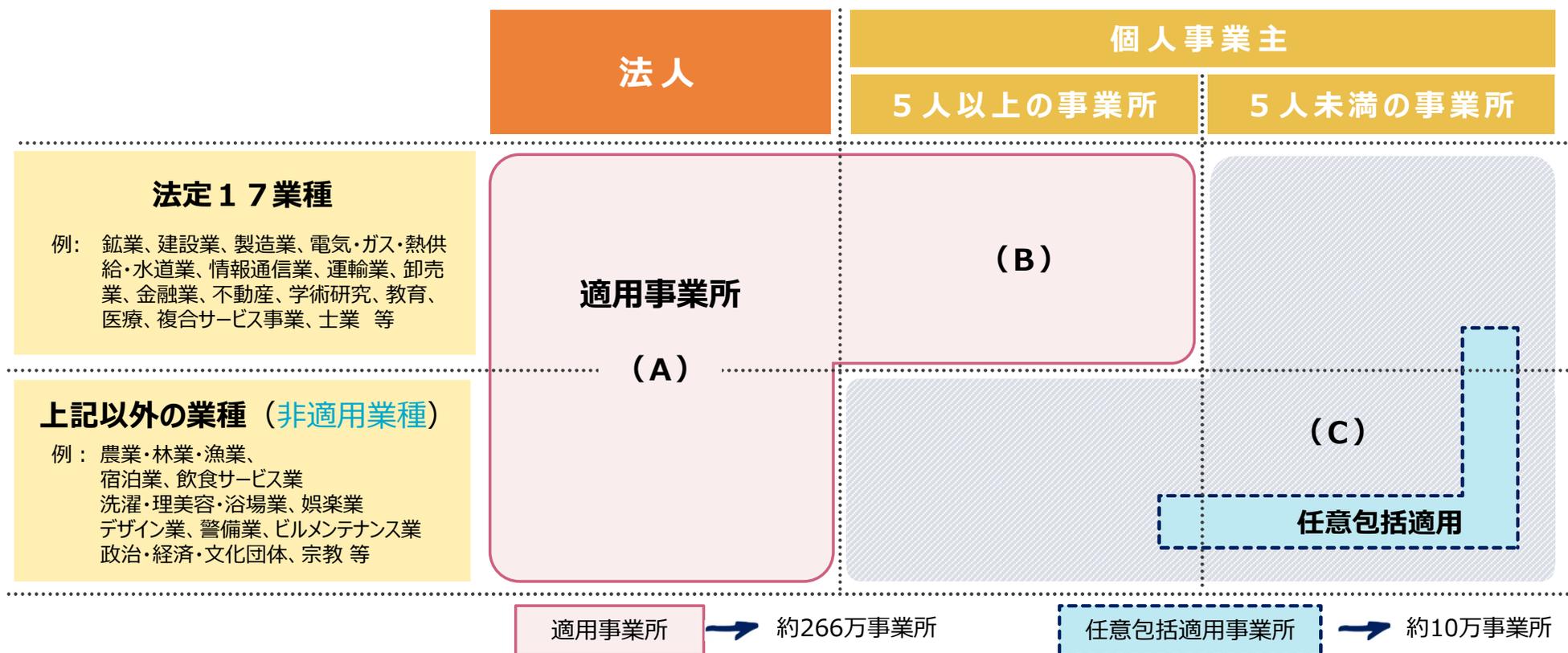
✓ **学生ではない。**



※休業中、定時制、通信制の方は、加入対象となります

社会保険に加入する事業所の範囲

- ✓ 常に1人以上の従業員が働いている法人の事業所 (A) …法律上必ず加入する事業所 (適用事業所)
- ✓ 常に5人以上の従業員が働いている法定17業種に該当する事業所 (B) …法律上必ず加入する事業所 (適用事業所)
- ✓ 上記以外 (C) …法律上必ず加入する必要はない事業所 (労働者と雇用者の合意により、任意で加入することは可能 = 任意包括適用)



注：適用事業所数は、2023年12月末現在「厚生年金保険・国民年金事業状況（事業月報）」

(参考) 2024年10月の加入拡大に伴う加入対象者数

70歳未満雇用者全体 5,740万人



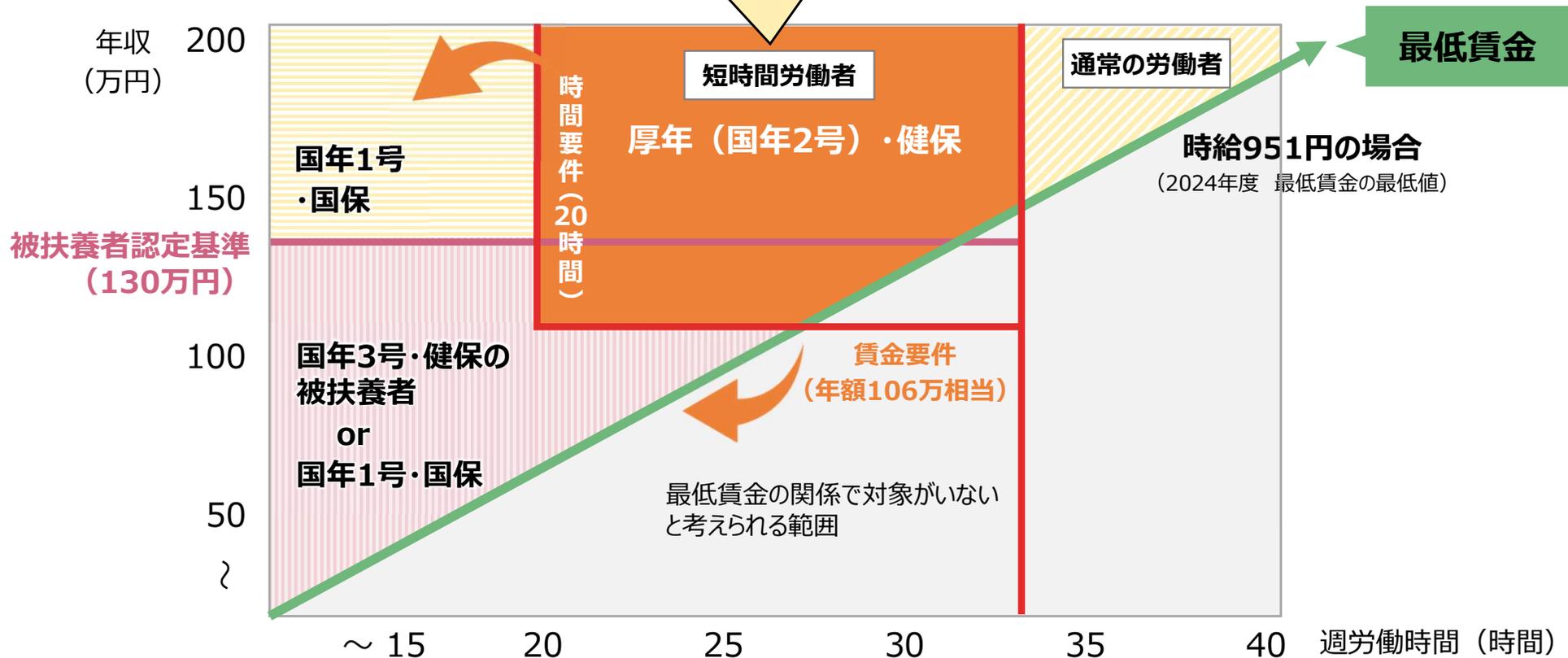
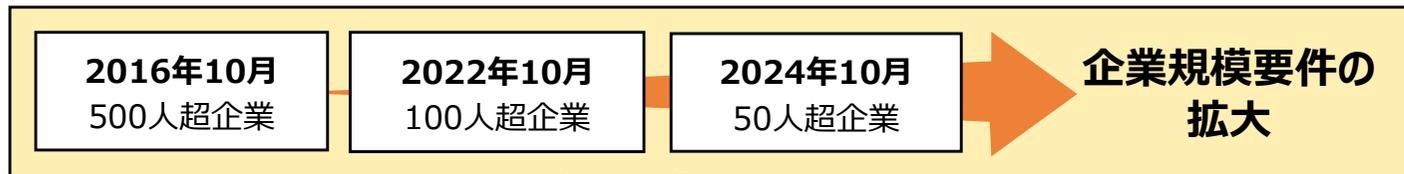
※引用元：令和6（2024）年財政検証

5人未満の個人事業所
5人以上の個人事業所（非適用業種）

短時間労働者に対する社会保険の加入拡大に向けた検討について

短時間労働者の社会保険加入拡大に向けて、企業の規模や労働時間、賃金などの条件についての検討が考えられます。（※）この他、学生の取扱いについても検討対象

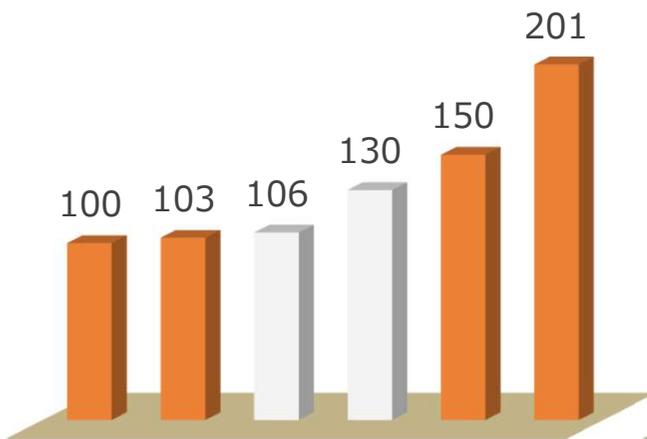
更なる短時間労働者の加入拡大のイメージ



いわゆる「年収の壁」とは

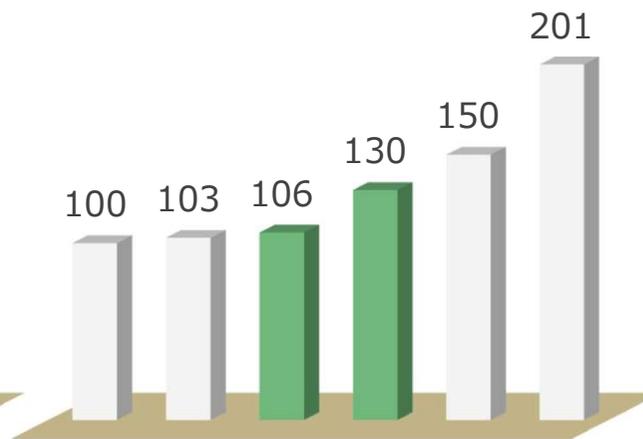
一定の収入を超えると、税金や社会保険料の支払いが必要になるため、その収入額を「**年収の壁**」と呼ばれることがあります。

1 税金に関わる「壁」



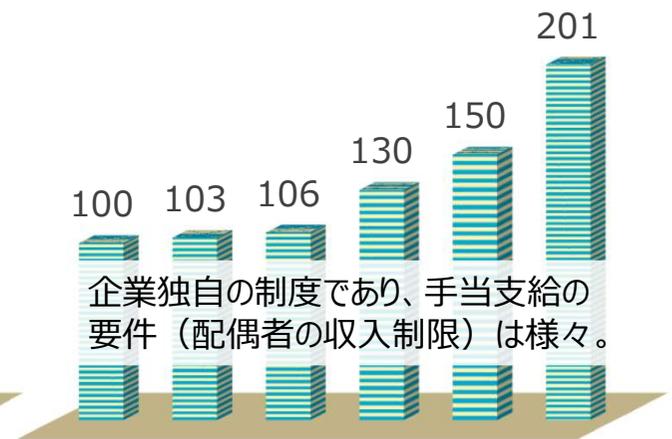
所得に対して「税金」が課税される

2 社会保険に関わる「壁」



社会保険料の支払が発生する

3 配偶者手当に関わる「壁」



パート労働者の配偶者の収入が変動する

第3号被保険者(被扶養配偶者)である 会社員・公務員の基本給及び労働時間について

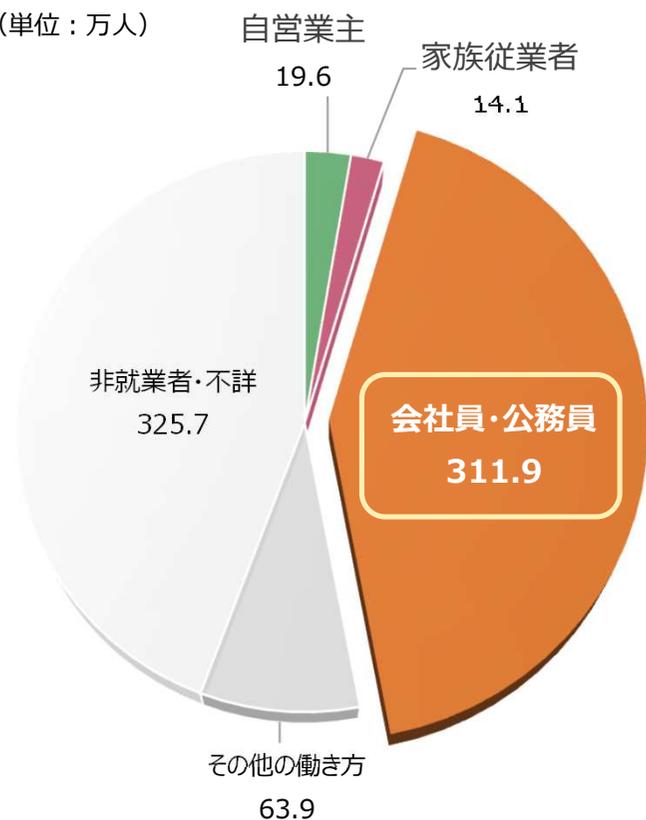


第3号被保険者の中にも、会社員や公務員として働いている人がいます。

○ 就業形態別 第3号被保険者数

総数735.2

(単位:万人)



○ 基本給(月額)階級別 第3号被保険者数

(就業形態 会社員・公務員のみ)

(単位:万人)

基本給(月額)階級	第3号被保険者数(万人)
会社員・公務員計	311.9
5万8千円未満	51.1
5万8千円～ 6万8千円	30.2
6万8千円～ 7万8千円	48.3
7万8千円～ 8万8千円	87.9
8万8千円以上	94.4

○ 週の労働時間 別第3号被保険者数

(就業形態 会社員・公務員のみ)

(単位:万人)

週の労働時間	第3号被保険者数(万人)
会社員・公務員計	311.9
10時間未満	37.6
10～15時間未満	45.8
15～20時間未満	106.0
20時間以上	122.4

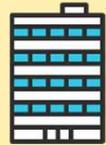
(出所)「令和4年 公的年金加入状況等調査」(令和4年10月31日時点)

第3号被保険者(被扶養配偶者)が長く働いた 場合のイメージ

第3号被保険者は、本人負担なしで、基礎年金や医療保険の給付を受けることができます。

その中には、会社員などで働いている人も4割おり、これらの方の給与収入が一定以上増えると被扶養者でなくなり、厚生年金保険の被保険者や国民年金第1号被保険者となります。

さらに医療保険から傷病手当金・出産手当金を受給できる



従業員 51人以上の企業に勤務、
週労働時間20時間以上

厚生年金保険と
健康保険に加入

第2号被保険者



会社
12,500円/月

本人
12,500円/月

保険料負担

厚生年金(終身)

基礎年金(終身)

給付



第3号被保険者 (被扶養者)

本人負担なし

保険料負担

基礎年金(終身)

給付



収入をアップ

年収約106万円
(月額8.8万円)



年収130万円

厚生年金保険と健康保険に加入しない場合...



従業員 50人以下の企業

国民年金と
国民健康保険に加入

第1号被保険者



本人
22,700円/月

保険料負担

基礎年金(終身)

給付

社会保険の加入拡大の年金のメリット

社会保険の加入拡大を進めることで、多くの方が厚生年金に加入できるようになります。これにより、年金の3つの保障が充実し、安心して老後を迎えるための支えとなります。

年金の3つの保障が充実！

これまで



これから

厚生年金を受け取れます

給付が
上乘せ



長期加入すると保障がさらに充実



	厚生年金保険料	増える報酬比例部分の年金額（目安）
20年間加入	月額8,100円	月額8,900円（年額106,800円）×終身
10年間加入	月額8,100円	月額4,400円（年額52,800円）×終身
1年間加入	月額8,100円	月額440円（年額5,200円）×終身

※月収88,000円の場合。年金額（目安）の年額は100円未満は切り捨て

社会保険の加入拡大の医療のメリット

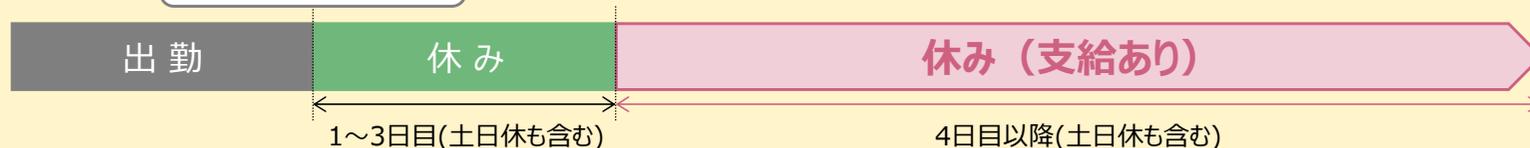
社会保険の加入拡大を進めることで、より多くの方が健康保険の恩恵を受けることができます。その中でも「傷病手当金」と「出産手当金」は、働けない時や出産時に生活をサポートしてくれる重要な保障です。

傷病手当金

業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、（医師の意見書が必要）

4日目から、最大1年6ヶ月、給料の2/3の金額が受け取れます。

病気またはけがが発生



支給額の例

月額給与98,000円の場合

支給 / 1日あたり **2,180円 (非課税)**

30日休んだ場合は**58,860円**

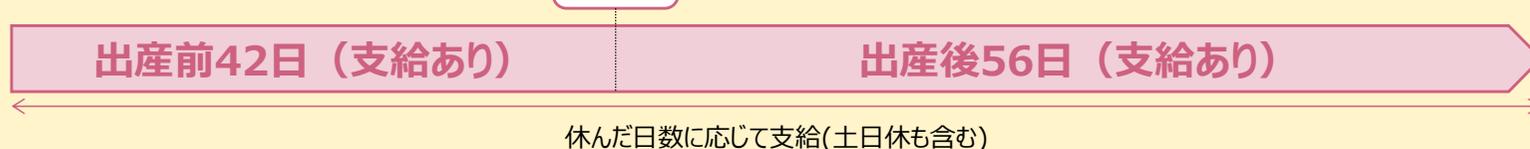


出産手当金

出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間

給料の2/3の金額が受け取れます。

出産



支給額の例

月額給与98,000円の場合

支給 / 1日あたり **2,180円 (非課税)**

98日休んだ場合は**213,640円**



社会保険加入のメリット

社会保険に加入することで、年金額が増加し、将来の安心がさらに強化されます。また、加入者は病気やケガで仕事を休む際にも傷病手当金を受け取れるため、働けない時でも生活をサポートしてくれます。

社会保険に加入
して働くと



※月額給与
98,000円
の例

¥ 年金額 (40年加入)

年額 **約92万円**

40年のうち、**20年厚生年金**に加入
した場合



12万円
アップ

¥ 傷病手当金

日額 **2,180円**

〔 27日分支給で**58,860円** 〕



国民健康保険・国民年金に加入

社会保険の扶養の範囲で働く

年額 **約80万円**

国民年金のみに加入した場合の例

保障なし

病気やけがで会社を4日以上続けて休んだ場合は、社会保険から傷病手当金の受け取り (30日間休んだ場合の例)

※出産のため会社を休んだ場合にも健康保険から出産手当金が支給されます。

「年収の壁・支援強化パッケージ」

年収が一定額を超えると、社会保険料負担により手取りが減少するいわゆる「年収の壁」に直面することがあります。「年収の壁・支援強化パッケージ」では、これらの壁を乗り越えるための支援を強化し、対応しています。

106万円の壁への対応

年収**106万円以上**となることで、**厚生年金・健康保険**に加入するため、**保険料負担を避け**、就業調整してしまう。



手取り額を減らさない企業に
一人あたり
最大50万円を支援

130万円の壁への対応

年収**130万円以上**となることで、**国民年金・国民健康保険**に加入するため、**保険料負担を避け**、就業調整してしまう。

一時的に130万円を超えても
被扶養者認定が可能



配偶者手当への対応

企業の

配偶者手当の
見直しの促進

特に中小企業でも配偶者手当の見直しが進むよう、

- 1 見直しの手順をわかりやすく示したフローチャートを作って発表しました。
- 2 中小企業の団体などを通じて、この情報を広めています。

